

学校法人帝塚山学院 コンプライアンス推進規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人帝塚山学院（以下「学院」という。）におけるコンプライアンスを推進するために必要な事項を定め、教職員がコンプライアンスを推進することにより、適正かつ公正な学院運営及び学院に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程においてコンプライアンスとは、学院の役員及び教職員（以下「役職員」という。）が、法令及び学院が定める諸規程等を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、教育研究に携わる者として高い倫理観と社会的良識をもって行動することをいう。

2 「法令」とは、法律、法律に基づく政令及び省令のほか、行政機関の告示、指針、通知・通達及び実施基準、ガイドラインを含むものをいう。

3 「規程」とは、基本方針、規程、規則、要綱、要領及びマニュアルその他名称の如何を問わず、学院が文書で定めたものをいう。

(コンプライアンス推進統括責任者)

第3条 学院におけるコンプライアンス推進統括責任者は、理事長とする。

2 コンプライアンス推進統括責任者は、学院の各組織においてコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、コンプライアンスに関する研修、教育及び啓発活動を継続的に実施するほか、コンプライアンスに係る不正事案の未然防止や調査、是正などの必要な措置を講じるなど、コンプライアンス推進体制の整備に努めなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 コンプライアンス推進統括責任者を補佐するため、学院にコンプライアンス推進責任者を置く。コンプライアンス推進責任者は、本部事務局長、大学事務局長及び学長・校園長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理・監督する組織において、コンプライアンス推進統括責任者と連携し、コンプライアンスの推進が図れるよう必要な措置を講じるものとする。

(コンプライアンス推進担当者)

第5条 本部事務局及び各校園のコンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進責任者の下に、コンプライアンス推進担当者を置く。

2 コンプライアンス推進担当者は、本部事務局は各部長、大学事務局は部及びセンター長、その他校園は事務長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進担当者は、コンプライアンス推進責任者の指示に従い、コンプライアンスの推進に関する業務を行う。

(教職員の責務)

第6条 教職員等は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、学院における教育研究の発展に寄与するため、コンプライアンスを遵守した職務の遂行に努めなければならない。

2 教職員等は、学院の業務の遂行に関し、法令、寄附行為、学院の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ってはならない。

(コンプライアンス推進委員会の設置)

第7条 理事長の下に、コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) コンプライアンスを推進、管理する体制を整備し、基本方針を決定すること。
- (2) 不正行為の防止及び再発防止等に関わる教職員等への研修、教育及び啓発計画を立案し、実施すること。
- (3) コンプライアンス違反が認められた事案について、速やかに理事会に報告し、迅速に対応する措置をとること。
- (4) コンプライアンス違反事案を検証し、不正行為の防止及び再発防止策を講じ、実施するための措置をとること。
- (5) この規程を含むコンプライアンスに関する規程全体の運用状況を点検し、コンプライアンスに関する規程体系を整備すること。
- (6) その他コンプライアンスを推進するため、必要であるとして理事長から諮問された事項を審議すること。

2 コンプライアンス委員会の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コンプライアンス推進統括責任者
- (2) 常務理事（或いはコンプライアンス、内部統制を統括する業務執行理事）
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) 本部事務局総務部長
- (5) 内部監査室長
- (6) その他コンプライアンス推進統括責任者が指名した者

3 コンプライアンス委員会の事務局は、本部事務局総務部とする。

（他のコンプライアンス違反との関係）

第8条 コンプライアンス違反行為のうち、ハラスメント行為、個人情報情報の漏えい等、公的研究費の不正使用や不正な研究活動その他のコンプライアンス違反行為に関して、学院の規程においてその対応が定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

（相談・通報窓口）

第9条 教職員等及び学院の債権者その他利害関係者は、学院のコンプライアンスに関し

て相談し、又はコンプライアンス違反があると思料する場合には、学院に、相談又は通報（以下「通報等」という。）することができる。

- 2 通報窓口及び通報者の保護等については、「公益通報者保護規程」を準用する。
- 3 前条に定める個別の規程に対応が規定されているものは、前項に定める通報窓口において、所管の窓口に申し渡しをする。
- 4 コンプライアンス違反に係る通報等を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的な根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷その他不正の目的で行ってはならない。また、他人の正当な利益を害することがないように努めなければならない。

（通報事実に関する調査）

第10条 通報窓口担当者は、当該通報等が不正、不当の目的であると認められるとき及び通報事実がコンプライアンス違反に該当しないものであると認められるときを除いて、速やかに調査を開始しなければならない。

- 2 通報窓口責任者は、前項により調査を開始する場合、理事長及び監事へ報告するものとする。
- 3 学院の教職員は、コンプライアンス違反に関する調査に協力しなければならない。この場合において、コンプライアンス違反に協力した者は、その調査に関して知った事実を漏らしてはならない。

（是正措置等）

第11条 学院は、調査の結果、コンプライアンス違反の事実があると認めた場合には、直ちに当該コンプライアンス違反行為の中止、その他是正のために必要な措置及び再発防止のために必要な措置を執らなければならない。

- 2 通報窓口責任者は、前項の調査結果及び措置の結果を理事長及び監事へ報告するものとする。

（通報者等情報の取扱い）

第12条 通報窓口及び調査の業務に関与した者は、相談者及び通報者の氏名その他の通報者を識別することができる情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(懲戒処分等)

第13条 コンプライアンス違反を行った者及びこの規程に定める義務に違反した者は、就業規則その他の規程に従って懲戒処分等の措置を行うものとする。

2 犯罪に該当する行為又は過料対象となる行為を行った者については、捜査機関への告訴・告発又は所轄官庁への通告・報告を行う場合がある。

(監査)

第14条 監事は、理事の業務執行に関し、コンプライアンスの観点から監査し理事会に報告する。

2 内部監査室は、教職員の職務執行に関し、コンプライアンスの観点から監査し理事長及び監事に報告する。

3 前2項の監査及び内部監査に関する規程は、別に定める。

(点検・改善)

第15条 学院は、コンプライアンスを推進し、管理する体制を定期的に点検し、当該体制の整備及び強化に必要な改善を図るものとする。

(所管)

第16条 この規程に関する事務は、本部事務局総務部が行う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会常務委員会が行う。

この規則は、令和7年1月1日から施行する。